

議案第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部
を次のように改正するものとする。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部を改正する条例

題名を次のように改める。

宝塚市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事
業の利用者負担等に関する条例

第2条第8号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「及び一時預かり事業利用料」を「、一時預かり事業利用料及び乳児等通園
支援利用料」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2項中「前条」を「第9条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前条の規定により徴収する乳児等通園支援利用料は、特定乳児等通園支援を利用した
日に当該日分を徴収する。ただし、特定乳児等通園支援を定期的に利用する乳児等支援
給付認定子どもに係る乳児等通園支援利用料については、毎月末日を納期限として、当
該月分を徴収することができる。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援利用料）

第10条 市長は、乳児等支援給付認定子ども（支援法第30条の16に規定する乳児等
支援給付認定子どもをいう。以下この条において同じ。）が市立保育所の行う特定乳児
等通園支援（支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下
同じ。）を利用したときは、300円から規則で定める額を控除した額に、当該乳児等
支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援を利用した時間を乗じた額（以下「乳児

等通園支援利用料」という。)を、支援法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者から徴収する。

附則第2条第1項中「第3条」を「第4条」に改め、同条第2項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「第11条」を「第12条」に、「第12条」を「第13条」に改める。

附則第3条第2項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p><u>宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 特定地域型保育事業 支援法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>(利用者負担額等の納入期限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 <u>前条</u>の規定により徴収する一時預かり事業利用料は、一時預かりを利用した日に当該日分を徴収する。</p> <p>(利用者負担額等の返還)</p>	<p><u>宝塚市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の利用者負担等に関する条例</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 特定地域型保育事業 支援法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>(乳児等通園支援利用料)</p> <p>第10条 市長は、<u>乳児等支援給付認定子ども(支援法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下この条において同じ。)</u>が市立保育所の行う<u>特定乳児等通園支援(支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。)</u>を利用したときは、<u>300円から規則で定める額を控除した額に、当該乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援を利用した時間を乗じた額(以下「乳児等通園支援利用料」という。)</u>を、支援法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者から徴収する。</p> <p>(利用者負担額等の納入期限)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>第9条</u>の規定により徴収する一時預かり事業利用料は、一時預かりを利用した日に当該日分を徴収する。</p> <p>3 <u>前条</u>の規定により徴収する乳児等通園支援利用料は、<u>特定乳児等通園支援を利用した日に当該日分を徴収する。ただし、特定乳児等通園支援を定期的に利用する乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等通園支援利用料については、毎月末日を納期限として、当該月分を徴収することができる。</u></p> <p>(利用者負担額等の返還)</p>

第11条 既納の利用者負担額、延長保育料及び一時預かり事業利用料

_____は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用者負担額の減免)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

附 則

(特定保育所における特定教育・保育に係る利用者負担額の特例)

第2条 当分の間、支援法附則第6条第1項の規定により教育・保育給付認定子どもが特定保育所(同項に規定する特定保育所をいう。次項及び次条において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。)を受けたときは、第3条の規定にかかわらず、市長は、支援法附則第6条第4項の規定により規則で定める額(次条において準用する別表第1及び別表第2において「特例利用者負担額」という。)を当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から徴収する。

2 第6条、第10条第1項、第11条及び第12条の規定は、前項の規定により徴収する費用について準用する。この場合において、第6条中「(市立保育所を除く。)」とあるのは、「(特定保育所を除く。)」と読み替えるものとする。

(特定保育所における時間外保育に係る延長保育料の特例)

第3条 (略)

2 第10条第1項及び第11条の規定は、前項の規定により徴収する特例延長保育料について準用する。

第12条 既納の利用者負担額、延長保育料、一時預かり事業利用料及び乳児等通園支援利用料

_____は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用者負担額の減免)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

附 則

(特定保育所における特定教育・保育に係る利用者負担額の特例)

第2条 当分の間、支援法附則第6条第1項の規定により教育・保育給付認定子どもが特定保育所(同項に規定する特定保育所をいう。次項及び次条において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。)を受けたときは、第4条の規定にかかわらず、市長は、支援法附則第6条第4項の規定により規則で定める額(次条において準用する別表第1及び別表第2において「特例利用者負担額」という。)を当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から徴収する。

2 第6条、第11条第1項、第12条及び第13条の規定は、前項の規定により徴収する費用について準用する。この場合において、第6条中「(市立保育所を除く。)」とあるのは、「(特定保育所を除く。)」と読み替えるものとする。

(特定保育所における時間外保育に係る延長保育料の特例)

第3条 (略)

2 第11条第1項及び第12条の規定は、前項の規定により徴収する特例延長保育料について準用する。

令和8年（2026年）2月2日

第21回都市経営会議資料

宝塚市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の利用者負担等に関 する条例の一部改正について （概要）

子ども未来部 保育事業課

1 経緯等

(1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が令和6年6月12日に公布されたことに伴い、乳児等通園支援事業が令和8年4月1日に施行される。それに伴い、市立保育所での利用料を定めるため宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する。

(2) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）が令和7年4月25日に公布され、子ども・子育て支援法が改正されることに伴い、「宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例」について所要の整備を行う。

2 改正内容

(1) 乳児等通園支援事業の利用料

市立保育所での利用料を1時間300円に定める

(2) 項ずれの見直し

「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める

3 改正に伴う影響

改正内容

(1) : 私立保育所の利用料の基準となる。

(2) : 影響なし。

4 施行期日

令和8年4月1日